



第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 6

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長殿

【氏名又は名称】

弁護士 中島 章智

中島・宮本法律事務所

【住所又は本店所在地】

東京都中央区銀座 6-4-1

【報告義務発生日】

平成 18 年 10 月 17 日

【提出日】

平成 18 年 10 月 20 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ウッドランド株式会社
会社コード	4652
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	大阪府大阪市中央区今橋 1-6-19

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マック アセット マネジメント ピーティーイー リミテッド MAC ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.
住所又は本店所在地	Level 31 Six Battery Road Singapore 049909
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成18年3月10日
代表者氏名	瀧澤 建也
代表者役職	Director
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区銀座6-4-1 中島・宮本法律事務所 弁護士 中島 章智
電話番号	03-5537-7878

(2)【保有目的】

投資事業組合契約に基づく純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)			1,837,868 株
新株予約権証券(株)	A		F
新株予約権付社債券(株)	B		G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 1,837,868 株
信用取引により譲渡したことによ り控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		1,837,868 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② (株券等保有割合)

発行済株式総数 (株) (平成18年6月28日現在)	Q	7,333,900 株
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(O/(P+Q) \times 100)$		25.06 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		27.19 %

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成 18 年 9 月 28 日	株券	17,900 株	処分	
平成 18 年 9 月 29 日	株券	31,700 株	処分	
平成 18 年 10 月 2 日	株券	161,500 株	処分	
平成 18 年 10 月 3 日	株券	57,300 株	処分	
平成 18 年 10 月 4 日	株券	37,700 株	処分	
平成 18 年 10 月 5 日	株券	34,700 株	処分	
平成 18 年 10 月 6 日	株券	2,100 株	処分	
平成 18 年 10 月 10 日	株券	200 株	処分	
平成 18 年 10 月 11 日	株券	3,100 株	処分	
平成 18 年 10 月 12 日	株券	24,500 株	処分	
平成 18 年 10 月 13 日	株券	43,400 株	処分	
平成 18 年 10 月 16 日	株券	84,700 株	処分	
平成 18 年 10 月 17 日	株券	156,000 株	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券等については、MAC Small Cap 投資事業組合の業務執行組合員として保有

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	940,386
上記 (T) の内訳	MAC Small Cap 投資事業組合の資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	940,386



## Power of Attorney

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that MAC Asset Management Pte. Ltd., a company organized and existing under the laws of Republic of Singapore (the "Company") and having its registered office at Level 31 Six Battery Road Singapore 049909, does hereby constitute, designate and appoint for and on behalf of the Company, each of Mr. Fuminori Nakashima and Ms. Akiko Morita, attorneys of Nakashima & Miyamoto attorneys at law, with its offices at 6-4-1 Ginza, Chuo-ku, Tokyo, as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by its duly authorized officer on this 1<sup>st</sup> day of October, 2006.

MAC Asset Management Pte. Ltd.  
was hereunto affixed in the presence of:

By: \_\_\_\_\_

Director KENYA TAKIZAWA

(訳 文)

### 委任状

シンガポール共和国の法律に基づいて設立された会社で、シックスバッテリーロード31階、シンガポール049909に登記上の本社を有する会社のマック アセット マネジメント ピーティーイー リミテッド（以下「当該会社」という。）は、本書により東京都中央区銀座6-4-1に事務所を有する中島・宮本法律事務所の弁護士中島章智、森田亜希子を当該会社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当該会社を代理して、日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思科する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

上記を証するため、当該会社は2006年10月1日に正当に権限ある役員をして本委任状に署名させた。

マック アセット マネジメント ピーティーイー リミテッド

---

署 名  
ディレクター 瀧澤 建也